

令和4年土佐清水市議会第2回定例会9月第2回会議会議録

第8日（令和4年10月3日 月曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 報告第9号「専決処分した事件の報告について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」から報告第11号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」までの報告3件及び議案第47号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第59号「令和3年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」並びに議案第64号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の議案14件、計17件を一括議題  
(質疑)

日程第2 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 新谷英生君 | 2番  | 形岡弘士君 |
| 3番  | 弘田条君  | 4番  | 武政健三君 |
| 5番  | 山崎誠一君 | 6番  | 吉村政朗君 |
| 7番  | 作田喜秋君 | 8番  | 岡本詠君  |
| 9番  | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君  |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

**事務局職員出席者**

|        |         |      |         |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君  | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係長   | 山本 卓己 君 | 主 幹  | 岡野 真也 君 |
| 主 幹    | 宮地 晋平 君 |      |         |

~~~~・~~~~・~~~~

**出席要求による出席者**

|                      |         |                        |         |
|----------------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長                  | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                  | 磯脇 堂三 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長       | 井上 美樹 君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員       | 谷崎 清 君  |
| 企画財政課長               | 横山 英幸 君 | 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 窪内 研介 君 |
| 危機管理課長               | 吉永 敏之 君 | 消 防 長                  | 味元 博文 君 |
| まちづくり対策課長            | 中尾 吉宏 君 | 観光商工課長                 | 二宮 眞弓 君 |
| 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 和泉 政彦 君 | 教 育 長                  | 岡崎 哲也 君 |
| こども未来課長              | 中津 恵子 君 |                        |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（細川博史君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和4年土佐清水市議会第2回定例会9月第2回会議、第8日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、報告第9号「専決処分した事件の報告について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」から報告第11号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」までの報告3件及び議案第47号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第59号「令和3年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」並びに議案第64号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の議案14件、計17件を一括議題といたします。

ただいまから、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

○議長（細川博史君） 暫時休憩します。

午前10時02分 休 憩

午前10時03分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて質疑を行います。

8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） おはようございます。

それでは、議案第47号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」5款3項1目水産業総務費のうち、14節工事請負費、共同加工施設脱臭装置設置工事2,882万円に対する質疑を行います。

まず、1回目の質疑として、市長に答弁をお願いしたいんですが、全部で11項目あります。

1つ目に、この脱臭装置を設置しようとしている理由。2つ目に、なぜ悪臭公害が起きたのか。3つ目に、視察に行った施設では脱臭装置は設置されていなかったのか。4つ目、当初の計画で設置しなかったのはなぜか。5つ目、当初の計画から設置していれば、補助金や有利な起債を使い、事業費を最小限にできたのではないかと。あと6つ目、悪臭の現状をどのように把握しているのか。7つ目、悪臭の原因は何か。8つ目、悪臭は法令で定められている基準の範囲内か。9つ目、市民から苦情は来ているのか。10個目、悪臭の原因物質は何か。濃度や基準を超えている物質は何か。対策はどのような方式を採用すべきか。費用対効果等を十分に検討して、最善の方法を提案しているのか。11個目、今回の工事で設置する脱臭装置で本当に悪臭が抑えられるのか。

以上、11項目お願いいたします。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この脱臭装置設置事業につきましては、共同加工施設の周辺住民や、近辺の通行者等から不快な臭いがするとの声があるため行うわけでございます。

臭気につきましては、悪臭防止法の基準範囲内ではあるものの、排水処理の際に、硫化水素が発生したことが原因と考えております。

3点目の視察に行った施設では脱臭装置は設置していなかったのかとのことですが、視察した施設にも脱臭装置は設置しておりません。

次に、当初の計画で設置しなかったのは、設計段階において不快な臭気が発生すると想定していなかったからであります。

次に、当初の計画から設置していれば、補助金や有利な起債を使い、事業費を最小限にできたのではないかとのことですが、この間、国・県とのヒアリングの中で、脱臭装置につきまし

ては、補助対象外とされたためであります。

臭気について、悪臭の現状をどのように把握しているのかという点であります。臭気については、共同加工施設の周辺住民や、近辺の通行者等から不快な臭いがするとの声があり、現場にして確認をしているところであります。

臭気の原因は何か。この臭気につきましては、煮汁などを減容化した汚泥ケーキを一時的に貯留している部屋から発生する硫化水素が原因と考えております。

8点目、先ほど答弁いたしましたように、悪臭防止法の基準内となっております。

市民からの苦情は来ているのかという点ではあります。先ほど来説明しているように、共同加工施設の周辺住民や、近辺の通行者から不快な臭いがするとの声と、早期に解決してほしいとの要望があるため、今回、予算化をするものであります。

悪臭の原因については、原因物質は硫化水素等と考えられますが、濃度や基準を超えている物質ではありません。対策としては、排水処理装置メーカー専門業者が現地で調査して、最も適当と判断したスクラバー、薬液洗浄方式の提案を受けております。

最後に、今回の工事で設置する脱臭装置で本当に悪臭が抑えられるのかという質問であります。排水処理装置メーカー専門業者が直接現地調査した上で提案を受けておりますので、臭気は必ず抑制されるものと判断しております。

以上です。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） ごめん、もう1回ちょっと確認したいんですけど、10個目と11個目、もう1回言ってもらっていいですか。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） まず、悪臭の原因物質は何かという質問。これは、硫化水素等と考えられます。

それと、対策については、排水処理装置メーカーが現地を調査して、最も適当と判断したスクラバー方式、薬液洗浄、この提案を受けております。これが最善の方法と考えておるところです。

悪臭を抑えられるのかという最後の問いであります。先ほども言いましたように、排水処理装置メーカーが直接現地調査した上で提案を受けておりますので、臭気は必ず抑制されるというふうに判断をしております。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

( 8 番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) 当初の計画時の補助金とか、県のヒアリングで、そこに補助の対象外だったと、この脱臭装置が、ということだったんですけど、ヒアリングのときに提案はされているのか、まずそれが1つと。提案されているのか、脱臭装置をつけたいということ。

2つ目に、排水業者が現地調査をした上で、このスクラバー方式、薬液洗浄、これが妥当というか、一番ベストなものだろうということなんですけど、何というか、臭いの調査、ほかにどういう方式があるのかなってというのが、もし分かればいいです、これは。

あと、悪臭の原因を調査して、基準内、何かに定められてるって言ってましたか、国とかで定められている悪臭と言える基準ですか、その基準内であったということなんですけど、この調査した状況をちょっと確認させてください。これが3つ目です。

状況というのは、僕たちが産業厚生常任委員会で施設の視察に行ったときがあるんですけど、そのときは、いつも臭いなという臭いがかなり抑えられてたんですね。そのとき、聞くと、やっぱり抑える措置をしてたということなんです。悪臭を調査したときが、抑える措置をした後で、簡単に言うと、臭いが抑えられている状態でやってるのか、一番、めちゃめちゃ臭いぞというときにやってるのか、これどういう状況でやったのか。これ、3つ目。

以上です。

○議長(細川博史君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) まず、ヒアリングについてであります。

これ、国の水産庁の事業でやったんですが、これのヒアリングを受ける前は、職員なら誰でも経験するんですが、県との綿密なやり取りします。基本計画、実施計画の中で。その図面とか、積算とか、そういう一連の国から指定された資料を基にヒアリングを受けるわけですが、先ほど来、言ってますように、この臭いというのは想定をしておりませんでした。この悪臭防止法というのは、悪臭物質であるアンモニアをはじめ、すごい項目があるわけですが、その中で、設計段階においては、この悪臭というのは想定していなかったということで、国とのやり取りの中で、この種の同規模の施設からいっても、脱臭装置というのは対象外だと、そういうふうなやり取りの中で判断されたということでもあります。

それから、スクラバー方式、これはほかの方式、どういう方式があるか分かりませんが、専門業者はこの方式が一番あの施設に合っているというふうに判断をしたというふうに聞いております。

それから、悪臭の状況、一番強いとき、弱いとき、そらあると思います。あると思いますので、調査段階では、どのような状況で調査したというのは、私、今の時点では把握はしており

ませんが、この悪臭防止法の基準に基づいた形での調査をしたというふうに聞いております。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。これで3回目となります。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） そうですね、今答弁いただいたことで大体、そういうことかなとは思いますが、一番臭いに関して、皆さんの苦情が来ていて、その臭いを調査するに当たって、臭いがひどいときなのか、それとも小さいときなのか、そういう状況、どういう状況で調査をしたのかってというのは分からないということでもいいですか、もう一遍確認します。

そしたら、そういうことなんで、これは、じゃあ、この質疑はこれで終わります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 続けて、同じ款項目なんですけど、一応、言いますか。議案第47号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」5款3項1目、水産業総務費のうち、14節工事請負費、浦尻冷凍保管施設防音対策工事2,122万円に対する質疑を行います。

これも11項目あります。同じく市長に答弁をお願いしたいと思います。

まず1つ目に、この防音対策工事をしようとしている理由は何か。2つ目に、なぜ騒音公害が起きたのか。3つ目、当初の計画で騒音対策をしなかったのはなぜか。4つ目、当初の計画から騒音対策をしていれば、補助金や有利な起債を使い、事業費を最小限にできたのではないのか。5つ目、騒音の現状をどのように把握しているのか。6つ目、騒音の原因は何か、調査はしているのか。7つ目、騒音は法令で定められている基準の範囲内か。8つ目、市民から苦情は来ているのか。9つ目、騒音の原因は何で、対策はどのような方式を採用すべきか、費用対効果等を十分に検討して最善の方法を提案しているのか。10個目、今回の防音工事で本当に騒音が抑えられるのか。11個目、騒音レベルをどこまで下げる目標を立てているのか。

以上、11項目お願いいたします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この防音対策工事は、今年7月に騒音防止法に基づく調査を行った結果、騒音防止法の基準値を超過したため実施するものであります。

この騒音に関しましては、設計段階では音が上部に抜けることを想定したものの、設置した屋根の鋼材を伝って、下部にも反映したことから、想定以上の音が発生したためであります。

3点目、当初の計画で騒音対策をしなかったのはなぜかとのことでありますが、建物設計段

階での計算上では、基準内であったためであります。

4点目であります、当初の計画から騒音対策をしていれば、補助金や有利な起債を使い、事業費を最小限にできたのではないかとのことですが、これも先ほども加工施設のほうでも答弁をいたしました、事業採択のための国・県とのヒアリングの段階で補助対象とならないためであります。

それから、騒音の現状はということですが、測定の結果、騒音防止法の基準値を超過していることが判明いたしましたので、早期に対策を講じるため、今回、予算計上をしているところであります。

騒音の原因については、今年の7月12日から13日、専門業者が調査した結果、冷凍施設外面に設置された冷却装置のファンの音が主な騒音と確認されていると報告されております。

次に、7点目、騒音は法令で定めている基準の範囲かとのことですが、先ほど答弁したとおり、調査の結果、騒音防止法の基準を超過しておりました。

市民からの苦情はとのことですが、施設に隣接する方から苦情が寄せられております。

次に、先ほど申し上げましたとおり、騒音の原因というのは、室外機の音と、その設置した震動が屋根の鋼材を伝って下部に反映したことが原因ではないかと分析しております。これは、防音対策の専門業者の見解であります。

対策案としては、室外機の下に防震台を固定し、併せて直高3メートルの防音パネルを囲むように設置することとしております。この防音対策は専門業者が現地調査の上、防音効果等の計算を行い、提案を受けており、最善の方法と考えております。

10点目の、今回の防音工事で本当に騒音が抑えられるかとのことですが、防音における専門的な知識を持った業者とともに対策を検討しております、騒音が抑えられるとの回答を受けております。

最後に、騒音レベルをどこまで下げる目標を立てているのかとのことですが、法令基準以下を目標にしているところであります。

以上です。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 2回目。2つ目で、なぜ騒音公害が起きたのかというところの質問の答弁で、当初から音を上部に逃がすことを考えていて、屋根部屋ですかね、のところに載せたということですね。音を上部に逃がすというのがいまいち分からなくて、ファンから発生しているわけで、今、現状置いてる場所を見ると、一番本当の屋根の上じゃなくて、下の下屋に載せていて、下屋の後ろには本体の壁があるんですね、冷凍庫の。だから、こっち向けに置

いてるから、こっち側の近所の人から苦情が来てるということなんですけど、そもそも、下屋で、後ろに壁がある状態で、そこに置くことが、音を上部に逃がすことになっているのかどうか、ここを聞きたいです。音を上部に逃がすって言うけど、あの施工方法でそういうことにつながるのか。音を上部に逃がすことにつながるのか。これが2つ目。

あと、騒音の現状をどのように把握しているかという5つ目のところで、基準値を超えていると。騒音と震動の調査をしているようですが、7月13日とか12日ですね、基準値をちょっと超えたりしているところがあって、どういう場所で、どの状況において、まあ、場所ですよ、音だから。場所をどこら辺で調査したのか。近隣の住民から苦情が来てるわけですから、その近隣にとってどうなのかっていうのを調べたほうがよかったんじゃないかと思うんですけど、近隣の方と調査した上で、この場所で音を調査するっていう話で調査をしたのか。もしくは、もう勝手に自分たちがこの場所って決めて、やったのであれば、どういう場所でやったのか。これが2つ目です。

あと、最初っから、こっち向けというか、住宅がある方向に置いてるわけなんですけど、今、この前も課長としゃべりましたが、やっぱり裏の地べたに置いたほうが絶対よかったと思うんですよ。施設の裏側に置いて、そこだったら、やっぱり防音壁も全然できるわけで、うるさかったとしたら。そういうことができない仕組みというか、冷凍の室外機ですよ、あれ。冷凍設備の室外機ですよ。裏に置くことが最初っからできなかったのか。

以上です。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 音が上部に逃がすことにつながるのかということですが、専門的なことは、建築士がいろいろ積算した結果、こうなったということですので、御理解をいただきたいと思えますし、それから場所の選定、計る場所の選定については、近隣の方とその場所を選定をした上で、同意を得て調査を行ったということでもあります。

結果的に、そういう岡本議員のお考えを聞いたわけですが、設計段階においては、設計士の方の意見を取り入れながら、一番この方法のほうがいいのではないかというふうに考えて設計したというふうに考えております。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。3回目となります。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 最後、騒音の現状を把握するに当たって、調査をしたのは近隣の住民と場所と一緒に確認しながらされたということです。音を上層部に逃がす仕組みになっているかというのは、多分、市のほうとしては、そこまでは確認してないんですかね。建築士とか、



設計段階での専門家が言われるから、そのとおりしたっていうことですね。

それで、後ろに置いちゃったほうがええがやないかって思うんですけど、あの状況を見たら、裏側の住宅の方との距離とか、今困っている人との住宅の距離とかを比べても、全然、ちょっと、川の向こう側の住宅の人からしたら遠いわけですよ、施設の裏に置くとしても。だから、最初っからそっちに置く構造をつくって防音対策をすべきだったと思うんですけど、今回、予算案に対しての質疑なんで、今回、予算計上するに当たって、裏側に室外機を移設するっていう案はなかったのかどうか。これ、もしあったとしたら、どういう理由で却下されたのか。

3回目、以上です。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 次の一般質問でも、この部分は課長に質問するようになっておられるようではありますが、設計士の方に今の現状を見てもらって、調査結果に基づいて、この方法が一番いいというふうな判断をもらってますので、今回、予算を提案させていただきました。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 質疑は以上で終わります。

最後の質問は、多分、市のほうから提案はなくて、設計士の方が言われるままに予算計上してるってことですね。

じゃあ、以上で質疑は終わります。

○議長（細川博史君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。40分まで休憩いたします。

午前10時31分 休 憩

午前10時40分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第2、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順により、質問を許します。

8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 先ほどに続いて質問します。会派市民のこえの岡本詠です。

今回も、これまで同様、市民生活の向上と市勢発展の一助となりますよう、その思いを込めて質問をさせていただきます。

今回は、本市の個人情報の取扱いについてと、メジカ産業再生プロジェクトに係る公害についての2点の質問を通告させていただいております。

なお、時間も限られていますので、答弁者には質問に対して簡潔で明瞭な答弁をいただきますようお願いいたします。

それでは、通告に基づき、一般質問をいたします。

まず1つ目の本市の個人情報の取扱いについてということで、総務課長にお伺いをいたします。

市職員等の個人情報は、土佐清水市個人情報保護条例に当てはまらないのか。つまり、保護の対象とならないのかっていうことを聞きます。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

個人情報保護条例第2条に、この条例において個人情報とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等で作られる記録をいうと規定されており、職員の個人情報も個人情報に該当します。

以上であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） ということは、市の職員等の個人情報は、土佐清水市個人情報保護条例に準じて保護し、取り扱っていかなければならないことだということだと思います。

次に、市の事務分掌表について質問しますが、事務分掌表を作成するに当たり、職員全ての個人情報を収集する必要があるのかどうか、お願いいたします。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

事務分掌表は、災害時の配備体制や通常勤務においても突発的な対応等業務上必要なものがありますので、全職員の連絡先を申告いただき、掲載しているものであります。

以上であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 災害時とか、業務上の連絡網として使っているということだと思うんですけど、ちなみに、職員の個人情報が記載された事務分掌表は全職員に渡しているんですか。

どのように運営しているのか、これをお願いします。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） 係長以上の職員、それと特別職に渡しております。

以上であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 係長以上の職員と特別職に渡しているってことですね。

じゃあ、次に行きます。

事務分掌表を作成するに当たり、全ての市職員等の個人情報を収集し、掲載する法的根拠を聞きます。

さっき、理由としては災害時とか、業務上の連絡をするために個人情報を提供してもらっている、収集してるということだったんですけど、その法的根拠ですよ。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

土佐清水市個人情報保護条例の第6条において、取扱いの一般的制限として、実施機関は、個人情報を取り扱うときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならないと規定されております。

事務分掌表の作成は、市が実施機関として行う必要不可欠な業務であると位置づけ、数十年來作成を行っているものであり、事務分掌表作成の上の構成要素として、通常業務における連絡をはじめ、緊急時等の対応等の場合に備え、連絡先（電話番号）及び居住地の情報が、業務上必要となることから、職員から個人情報を収集しているものであり、前述の第6条の規定に従い、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって行っているものと考えております。

なお、会計年度任用職員を含む全職員の連絡先、住所の事務分掌表への掲載を開始したのは、令和2年度の会計年度任用職員制度が導入されて以降であり、臨時職員としての任用時には個人情報は掲載しておりませんでした。

会計年度任用職員として、任用制度そのものが大きく変更され、業務における役割や重要性も増加していることを鑑み、緊急連絡網への編入が必要との判断で、掲載を開始したものであります。

以上であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 個人情報保護条例の第6条の第1項に準じてこれを運用してることですね、法的根拠は。

そしたら、次行きます。

その事務分掌表を作成するに当たり、市職員等から個人情報を収集する際、収集の目的や根拠を明確にして収集しているかどうか。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

事務分掌表を作成するに当たり、3月の人事異動発表後、庁内のグループウェアの掲示板機能を利用して、総務課長名で各所属長に事務分掌表の提出を求めています。収集の目的については、事務分掌表に掲載するためと明確に示しております。

根拠について文章化して、明示しているわけではございませんが、事務分掌表については本市において、数十年来作成しているものであり、職員間においては、事務分掌表における連絡先や住所等の個人情報は緊急時の連絡体制等業務上必要不可欠なものであることは十分認識し、理解され、普及し浸透した状態であったと考えております。

以上であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） グループウェアで所管課長に取りまとめをお願いしているということですね。そのメールの内容には、目的としては事務分掌表を作成するためということですね。ということは、事務分掌表を作成するためとしか書いていないということだったのですよね。先ほど、6条を根拠に収集しているということだったんですけど、個人情報第6条に準じて収集する根拠が法的にあって、事務分掌表を作成するためとだけ書かれていて、事務分掌表を例えば、どの範囲まで運用するのかとか、目的ですよ、最初に言われた災害時とか、業務上の連絡を取るためにこれを使いますとか、そういう細かいところまでは伝えてないということですか、課長。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） このグループウェアの掲示板機能を利用して周知する際には、そこまで細かいことは伝えておりませんが、先ほど答弁いたしましたように、数十年来作成して

いるものでありまして、緊急時の連絡体制等、業務上必要なものと職員は認識しているものと考えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 数十年来作成していて、職員も認識しているだろうと思うということなんですね。

じゃあ、次行きます。

さっき、ちらっと言ったんですけど、その事務分掌表を作成するに当たり、市職員等の個人情報収集する目的をどこに定めているのか。ちゃんと定めて運用してるかっていうことです。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

事務分掌表の作成は、市が実施機関として行う必要不可欠な業務であると位置づけ、数十年来作成を行っているものであり、事務分掌表作成の上の構成要素として、通常業務における連絡をはじめ、緊急時等の対応等の場合に備え、連絡先及び居住地の情報が、業務上必要となることから、職員から個人情報を収集しているものであり、前述の第6条の規定に従い、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって行っているものと考えております。

土佐清水市事務分掌規程の第1条の目的において、この規程は、市長事務部局の機構、事務分掌に関する基準を定め、もって円滑な運営を図ることを目的とするとあり、また、土佐清水市教育委員会事務局組織規則の第1条の目的においても、この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づき、土佐清水市教育委員会の事務局の内部組織及び職員の職の設置について定めるとともに、その分掌事務を明確にし、もって教育委員会の権限に属する事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とされており、この規程及び規則等に基づき、実際の職員配置をひもづけ名簿化したものが事務分掌表であります。

つまり、行政事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的に、事務分掌表に掲載する情報は選定し行われていることとなり、規定はここになされていると考えております。

以上であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 事務分掌表の規程ですか、そこに記載されているということなんです

けど、今、法律でうちも個人情報保護条例つくってますけど、個人情報の取扱いは、そこに定められているじゃないですか。だから、事務分掌表をつくるに当たっての規程というのは、今説明を受けたんで分かったんですけど、個人情報を収集する目的、これをどこに定めているのかというのが、職員の個人情報を収集する目的はどこに定めているかと。分かりますか。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたが、条例の第6条の規定に基づいて、職員の個人情報も収集していると考えております。

以上であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） それでは、個人情報保護条例の第6条に基づいて収集しているということなんですけど、第6条は、個人情報を取り扱うときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段によって行わなければならない。だから、6条を適用しているわけですね。だから、この中で言う適法かつ公正な手段によって行っているかどうか、これをお願いします。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、グループウェア内の掲示板機能を利用して、総務課長名から各所属長に事務分掌の提出を求めていますので、適法な公正な手段で行っていると考えております。

以上であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 違うと思います。とりあえず置いておきます。

次に、課長の今の答弁だと、適法かつ公正な手段になってないと思うんですよね。何でもかると、法に定められた手段、条例に定めた手段じゃないじゃないですか、個人情報の取扱いが。収集するに当たっても、運用するに当たっても。そういうことだと思います。

次行きます。

ここからは市長にお伺いをいたします。

土佐清水市個人情報保護条例に関してということで、市職員の個人情報を記載する事務分掌表を作成するに当たり、個人情報取扱業務の登録、これ第7条なんですけど、登録をする必要はないのですか。市長にお伺いします。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 個人情報保護条例第7条には、実施機関は、個人情報を取り扱う業務を新たに開始するときとは規定されており、事務分掌表作成は数十年来行ってきたものでありますから、新たに開始した業務ではないため、これには該当せず、改めて個人情報取扱業務登録簿に登録の必要はないものと判断しております。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 条文の解釈の仕方だと思うんですけど、これ多分、平成15年ですかね、個人情報保護法が施行されて、それに伴って、うちの市でも個人情報保護条例を制定し、施行してますよね。その中で、第7条の条文で、新たに業務を開始するときに当たらないと。何でかという、数十年来、昔からやってることで、新たにこれを始めたわけじゃないからってことなんですけど、そしたら、個人情報の取扱いはどういうふうな法律を基にやっていくんですかってことなんです。つまりね、個人情報保護条例が施行されてから、すぐに、この7条の個人情報取扱い業務の登録をしておいた上で事務分掌表に職員の個人情報を掲載し、運用していかなければならなかったはずなんですけど、これ間違ってますか、市長。どうですか。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど答弁いたしましたように、新たに開始するときというふうな規定を通じて、そのように判断をしておるところであります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 新たに開始していないから、この7条は適用しないでもいいよってことなんですけど、じゃあ、逆に聞きますけど、市職員の個人情報を事務分掌表に記載するに当たって、個人情報保護条例の6条を根拠条例に収集して、運用とか目的ってというのは、どこに定めているんですか。そして、どのように市の職員の個人情報を運用しているのか。これを聞きたいです。

○議長（細川博史君） 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 先ほど来、総務課長が答弁しているとおりでございますが、この行政機関による適法かつ適正な個人情報の取得、これに関しましては、総務省からの見解も出ているところであります。

行政機関が、法令を遵守して適法かつ適正に個人情報の取得に当たる必要があることは、日本国憲法の下で当然の要請です。また、行政機関の職員についても、国家公務員法の法令遵守義務等により規律がされております。改めて保護法で規定を置いていないのは、このように既に法規範として存在しているからです。行政機関が無謬(偽りがないこと、誤りがないこと。)であることを前提としているものではありませんと示されており、本市の個人情報保護条例の上位法である個人情報保護法に規定するまでもなく、法律の下の要請、国家公務員法第98条、地方公共団体においては地方公務員法第32条の法令遵守義務から、行政機関は適法かつ適正な個人情報の取得は、当然になされなければならないものである。こういうふうな総務省の見解に基づいて、今回、事に当たっているところであります。

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君。

(8番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) だから、適法の範囲内で取扱いをしなきゃいけないってことですよ。だから、どういう法律を根拠に市の職員の個人情報を事務分掌表に掲載して運用してるかっていうところを聞きたいんですけど、これ、質問の意味分かりますか。

○議長(細川博史君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 先ほど来、答弁をしておりますが、この土佐清水市個人情報保護条例の6条に基づいて運用しているところです。

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君。

(8番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) 今回、これでやめますけど、6条は、だから適法かつ公正な手段によって行わなければならないと、なってるわけですから、個人情報を取り扱ってるわけじゃないですか、市の職員の、全職員の個人情報を。その業務の目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段によって行わなければならないわけですから、その適法の法律はどこにあるのか。そこを聞いてたんですけど、総務省の指針といいますかね、今の話を聞いても、適法って言われてるじゃないですか、じゃあ、その適法って何なのっていうことは、今言われる、この6条っていうことなんですよ。6条になると、また元に戻るんですよ。適法って何ですか。



ちょっと時間がないので、これ、もうやめますけど、おかしいと思います。

次行きますよ。

第2条の定義の中で、実施機関が議会が入っていることを確認した上で聞きますが、市職員等の個人情報が入った事務分掌表を議会が取り扱えるという法的根拠はどこにありますか。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 実施機関間における情報の提供は、個人情報保護条例第10条の規定である、実施機関は、個人情報について実施機関以外への提供をしてはならないには抵触しないため、実施機関同士の情報の利用はできると規定されております。このことは、顧問弁護士にも見解を伺い、確認しているところです。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 法律の専門家である弁護士の見解を確認して、渡せるということを確認しているということなんですけど、実施機関の中に議会は確かに入ってますよね。けど、渡せるっていう状況にあるのかどうかっていうと、個人情報の取扱いにおいて、例えば、今言った第7条の取扱い業務の登録の中で、目的とか収集の範囲とか、定めなきゃいけないんですけど、そういったところを登録した上で、その登録した目的の中に、議会もこれを運用できるようになっていけば、実施機関同士でも渡すことが可能かなと思うんですけど、そもそも第7条の業務の登録もしてないし、数十年来、慣例的にやってきて、個人情報に準じて運用してるわけでもないじゃないですか。都合のいいように、実施機関に議会が定義されているから、市長部で作成した当該事務分掌表を議会に渡してもいいという理由にはならないと思うんですよね。多分、今市長も、弁護士の話を聞いて、それ以上の話はやらないと思うんですけど、実施機関の中で、市長部の中でも各所管の中で実施機関って分かれてるじゃないですか、税務課であったり、危機管理課であったり、市民課であったり、その中で個人情報の取扱いに対する目的っていうのは違いますよね。だから、そもそもこの事務分掌表でいうと、先ほど課長が言われたように、災害時、そして業務上連絡を取る場合とかに備えて作成しているということなんですけど、じゃあ、災害時、議会に連絡を取らなければならない根拠があるのかどうか。でも、ないですよ。だから、実施機関に渡してもいいという根拠は、今の市長の答弁は僕は間違ってると思うんですけど、市長は、とりあえず、どう思いますか、私の意見。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先だって、全員協議会の御発言の中で、危機管理は市役所、議会は関

係ないというふうな記述がありました。

私は、それは間違っているのではないかというふうに考えておるところです。というのは、災害時というのは、災害の備えも含めて、発災時から、そして災害復旧に当たるまで、本当に市役所、県、国そして、消防団をはじめ、また、議会の皆さんはじめ、本当に連携して取り組まなければならない。そういう事案でありますので、危機管理を議会と共有し、また、災害復旧に当たるという点では、私は必要というふうに考えております。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 市長自らの考え、私は必要と考えているということなんですけど、勝手な個人の考えで、個人情報を提供したり、請求したりすると、困るわけですよね。だから、条例に定めて目的を定めて運用しなければならないということになってるわけですよ。今、市長が私はそう思うと、議会も一緒に災害時には協力し合わなければならないということでしたかね、そういった今の市長の答弁の法的な根拠、これをお願いします。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ですから、その情報共有するには、先ほども言いましたように個人情報保護条例第10条の規定にある、実施機関は、個人情報について実施機関以外への提供をしてはならないには抵触しない。そういう考えで議会と当時の議長と情報共有するために提供したということであります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） じゃあ、ちょっと細かいですけど、災害時の話言ったじゃないですか。災害時に議会と協力してやらなきゃいけないからということなんですけど、地域防災計画がありますよね、定めてますよね、地域防災計画が災害時の一番根本になる計画でしょう。その中に議会が入ってますか。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 議会は災害復旧対策検討委員会に位置づけられております。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） それって、地域防災計画ですか。僕も勉強不足かも分からないですけど、地域防災計画の中に復旧の何たらってあるんですか。ある。

じゃあ、その復旧に対して、復旧する際ということは、復旧計画だから、災害が起きた後ですよね。災害時とか、災害が起きる前の話じゃないですよね。議会が関与しているのは、災害が起きた後に復旧するために議会が入っているってことですね。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほども言いましたように、危機管理上、緊急を要する状況等のやむを得ない場合、例えば、台風や豪雨により、道路の冠水や倒木などがあった場合や、人的被害等が予見される場合等、早急な対応を行うことを想定したものであります。

議会の災害対応の状況、ちょっと遡って説明をさせていただきますが、平成13年の西南豪雨の際には、当時の井村議長は執行部とともに、災害対策本部のメンバーとして、災害復旧に当たられておりましたし、また、東日本大震災のときには、本市への大津波警報が発令されたときには、この本庁の3回議員控室が市民の緊急避難場所となりました。その時にも当時の武藤議長は先頭に立って警報が解除され避難所が閉じるまで、避難の市民が帰られるまで、ずっと避難所の運営に関わっておりました。

このように過去においては、執行部と議会が一体となって災害対応に当たり、対応した経過も実績としてあることや、先ほど言いましたように、議会は災害復興対策検討委員会に位置づけられていることも踏まえ判断したところであります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） ちょっと、今の市長の答弁が、先ほどまでいろいろ聞いてるんですけど、災害時に云々って、始まりましたけど、災害時という答弁今まで言ってなかったように思うんですけど。でも、とりあえず、今までの経過言われましたけど、災害発生時じゃなくて、災害の復旧に関わっての議会が入ってるってことですよね。で、今までも議会が関係してたからってということなんですけど、じゃあ、議会の議長が先頭に立って災害時に救助とか、そういうことを先頭に立ってやられたということなんですけど、その法的な根拠があるのかどうかというのを聞いたかったんですよ。でも、多分ないんじゃないですか。今言われた地域防災計画に定められている、災害復旧に際してのところしかないんですよね。市長、とりあえず、そこだけ。ほかにあるのかどうか。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 防災会議の中でもオブザーバー的には参加をさせていただいておりますし、やっぱり実施機関があらゆる災害に向けて連携をして取り組まなければならないというこ

とを考えれば、そういった判断で今回配布したわけであります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 個人情報保護条例の中に実施機関がということだと思んですけど、だから、実施機関も議会の業務と市長部の業務は違いますし、だから違う、ほかの実施機関になっているわけですよ。だから、市長部の情報をほかの実施機関である議会に渡していい根拠を聞いてたんですけど、ちょっと分からないですね。とりあえず時間がないんで、次行きます。

永野裕夫議員の個人情報不正利用に関わる市職員等への謝罪文に関してということで、謝罪文を出されているということなんですけど、これ、ちょっと内容を読み上げてもらっていいですか、市長。

○議長（細川博史君） ただいまの質問に関しましては、市長より資料を配付したい旨、申出がありましたので、これを許可し、事前に配付をいたしております。

なお、この資料については、個人にあった文書であることから、一般質問終了後に回収したい旨、執行部から申出があったものであります。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今、議長からありましたが、内容につきましては、事前に配付した資料のとおりであります。

なお、この文書につきましては、特定の職員に宛てて送付した文書でありますので、内容につきましては、この場で読み上げることは差し控えさせていただきます。

また、議長からあったように個人宛の文書でありますので、一般質問後、回収をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 個人といえども、市の職員に宛てた、これ公文書じゃないんですか、市長、違いますか。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 公文書であっても、特定の職員に宛てた文書でありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 特定の職員に宛てたということなんですけど、それ、特定の職員に宛てた公文書だったら、こういう一般質問されて、本会議の場でこれを読み上げることができないという根拠ってあるんですか。法的な根拠はあるんですか。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほども言うておりますが、特定の職員に対して送付した文書でありますので、その内容については、読み上げることは差し控えさせていただきたいと思えます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 法的な根拠はないということですね。

そしたら、私のほうでこれ読みますので、いいですか。

令和4年9月2日。誰々様。土佐清水市長泥谷光信。

令和4年8月28日施行の土佐清水市議会議員選挙に係る事務分掌表掲載の個人情報の不正利用について。

上のことについて、誰々様が、これが個人の名前ですよ。が去る令和4年8月21日に受信された令和4年8月28日施行の土佐清水市議会議員選挙に関わる候補者、永野裕夫氏の後援会事務所が送信した携帯電話番号を利用したSMSによる投票依頼の事案に関し、本市において事実関係を確認いたしましたので、経緯等について御説明させていただきます。

まず、第1に、今回のSMSの送信対象となった皆様の個人情報（今回の事案においては個人の携帯番号）は、本市総務課において、今年4月に作成した事務分掌表特別職・一般職・会計年度任用職員等の所属部署、担当する業務内容、住所及び電話番号を記載した職員名簿を基に利用されていたことが確認されました。

この事務分掌表を基に、永野裕夫氏の後援会事務所において、氏名の名字部分のア行からナ行の範囲の職員152名に対し、投票依頼のSMSを送信したものであります。

なお、当該SMSの文面には、このたびの市議会議員選挙において、市職労（土佐清水市職員労働組合の略称）により、支持・協力をいただきました永野裕夫ですと記述がありますが、永野裕夫氏は、今回の選挙において市職労の支持協力は得ていたものの、受信された方の中には、市職労とは全く無関係の方も多数含まれており、今回のSMSの事案に関し、市職労は全く関与していないことが確認されております。

当該事務分掌表は市議会議長職にある永野裕夫氏に対し、危機管理上緊急を要する状況等のやむを得ない場合に限り、利用を可能とする条件で市から交付したものであり、平時における利用や、今回のように選挙活動に利用することは当然ながら想定されておらず、明らかに利用

条件に反する不正利用であります。

職員からは、事務分掌表を作成するに当たり、職務上必要な場合に備えて、電話番号及び住所の個人情報を提供されているものであり、これが職務とは全く無関係の選挙に利用されたことは、自身の全くより知らないところで、許可した覚えのない事柄に個人情報を利用されたことである、これに対し恐怖を感じ、市に対する不信感や疑念を抱くことは想像に難くないところであります。

結果として、今回のことは永野裕夫氏の個人情報の不正な取扱いにより、皆様に対して多大なる迷惑と御心配をおかけすることとなったものであります。このことは、誠に遺憾であると同時に、市としても市が交付した事務分掌表を利用され、発生した事案であることから、結果として皆様に御迷惑と御心配をおかけしてしまいましたこと、本当に申し訳なく、皆様には心からおわび申し上げます。

なお、市として事務分掌表の在り方についても、いま一度見直しを行い、今後同様の事案が二度と発生しないよう、再発防止策を徹底し、信頼回復に努めてまいりますので、何とぞ御理解のほどお願い申し上げます。

これが全文でございます。この内容について質問いたします。

市長、この謝罪文は152名に対してメールが送られて、その152名に送っているということですか。

○議長（細川博史君） 市長。  
（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） そのとおりです。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。  
（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） ということは、152名以外の市職員等には個人情報が第三者に漏えいしていることを、連絡をしていないということだと思んですけど、次行きますね。

この文書の中で、今回のSMSの送信対象となった皆様の個人情報は、本市総務課において今年4月に作成した事務分掌表を基に利用されていたことが確認されたとのことですが、どのように確認できたのか、その詳細をお願いいたします。

○議長（細川博史君） 市長。  
（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 選挙期間中の8月22日に市職員組合から報告を受けた際、ショート・メッセージ・サービスが送られた会計年度任用職員の中に、本年4月から採用となった複数の職員に送られていたことが確認されました。

当該職員は、携帯電話の番号をほかに教えていないことから、本年4月に作成した事務分掌表を利用したことがほぼ確定の事実と推認される状況下でありました。

最終的には、選挙後に永野議員より、事実確認を行い判明されたものであります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） そのように確認できたということで。とりあえず、あれですかね、今、アからナ行の職員の、今じゃなくて、その文書によるとアからナ行の職員に送られてるということなんですけど、五十音順に送ってるようなんですが、この事務分掌表って、五十音順になったものを渡してるんですか。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 事務分掌表については、課別で記載をしております。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 五十音順になったものは渡していないということですね。

そしたら、次行きます。

市職労の支持協力を得ていた、このことについて聞きたかったんですけど、多分、これ市の事務とは関係ないとかいう話になると思うんで、これちょっと割愛します。

次に、当該事務分掌表は、市議会議長職にある永野裕夫氏に対し、危機管理上等緊急を要する状況等のやむを得ない場合に限り利用を可能とする条件で市から交付したものとありますが、ここから質問です。その交付するに当たり、どのような経緯で交付に至ったのか。その詳細です。誰が話を受けて、誰が許可をして、誰が渡したのか。手続とか、お願いします。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 4月に入り、永野当時議長から、副市長が危機管理上緊急を要する場合に限り利用するので事務分掌表を交付してほしいとの要請を受け、個人情報保護条例において、議会も実施機関になっており、そのような条件であれば問題ないと考え、許可をいたしました。

その後、副市長から4月下旬から5月上旬の間に永野議長に交付したとのことでございます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 副市長の話を受けて、個人情報保護条例に従って、副市長が渡したと

いうことですね。

次に、先ほど言った文書の中で、危機管理上等緊急を要する状況等のやむを得ない場合とは、具体的にどのような状況を言うのか、お願いします。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） さきに御説明をいたしました。危機管理上、これ災害も想定いたしまして、災害への備え、そして、発災後そして復旧、こういったプロセスの中で考えております。

具体的には、危機管理上緊急を要する状況等のやむを得ない場合、台風や豪雨により道路の冠水や倒木などがあった場合や人的被害等が予見される場合は早急な対応を行うこと、そういったものを想定したものでありますし、災害後の復旧についても担当者との連絡を想定したものであります。

先ほど言いましたように、災害時においては、各災害防災関係機関が連携を密にして取り組まなければいけないと、そういう思いから交付したものであります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 災害に備えてとか、発災時、その後もということだったんですけど、これね、どういうことかという、災害や事故発生時等に際し、本人から個人情報収集する時間的余裕がなく、かつほかに適当な収集方法がない場合を言うんですね。だから、今の市長の答弁はちょっと違うと思います。

次行きます。

当該事務分掌表を永野裕夫氏に交付した法的根拠。あと、同じことかも分からないですけど、とりあえず、市長。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先程答弁しているとおりであります。

個人情報保護条例第2条第4項に規定する実施機関に議会が入っておりますので、法的根拠というのはここにあります。加えて、議長職にありましたので、法的に問題はないと判断しております。

くどいようですが、このことは顧問弁護士にも確認しておるところであります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）



○8番（岡本 詠君） とりあえず、堂々巡りなんで、次行きます。

ちょっと、さっき課長とのやり取りで聞いたところが、また多分言われると思うんで、ちょっと飛ばしますけど、質問しますね、市長。実際に選挙に利用されていますよね。選挙前に議員の個人情報が入った事務分掌表を永野裕夫氏に渡すということは、選挙に利用される可能性があるということを考えなかったのですか。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 議長職にあった議員に、危機管理上等緊急を要する場合に限り利用を許可する条件で交付したものであり、議会も個人情報保護条例第2条第4項に規定する実施機関に含まれております。

実施機関の責務は、条例第3条に規定されており、個人情報の収集、保管及び利用するときは、個人情報の保護に必要な措置を講ずるとともに、各種の施策を通じて個人情報の保護に努めなければならないと規定されております。このため、当時の永野議長においては、現在6期目のベテラン議員であり、このことは十分に承知しているものと思っておりましたので、このようなことに使われるとは思っておりませんでした。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 先ほども言いましたけど、市長部の業務と議会の業務は違うわけじゃないですか。だから、実施機関の中に定義はされていますけど、業務内容が違うわけですから、実施機関内だから、何でもかんでも渡していいということにはならないと思うんですよ。特に、個人情報ですからね。

議員というのは、選挙に深く関係してますよね、だから、何というかな、しかも全職員の個人情報が入った名簿を議長といえども、議員に渡すということは、選挙に利用される可能性があるということは否めないと思いますよ。私が市長だったら、まず、職員の個人情報を議長に渡すということは、渡す理由がないので、まず渡しません。

一応、これ高知県下の土佐清水市を除く33市町村、電話して聞いたんですよ。危機管理上といえども、議長に個人情報を渡してますかって聞いたら、33市町村、土佐清水市をのけた高知県下の全ての市町村で渡しません。渡してもいないし、渡す理由もないですという回答でした。だから、うちの市長の判断、これがどうなのかなって、ここへ来てやっぱり思うわけですけど。

実際に、これ多分、今まで、ちょっと総務課との聞き取りで聞いたんですけど、今回初めて事務分掌表、個人情報が入った分、初めて今年になって議長に渡したってことでいいですか、

市長。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 結構です。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 今年になって、何十年も昔からやってる、そういった慣例的にやっているものを今年になって初めて、議長職であった永野裕夫氏に渡したってということなんですよ。だから、危機管理上ということであれば、何で今年に限って、選挙のある年の春に限って渡したのか、本来ならば、津波も、毎年いつ来るかも分からないということで、備えてるわけだから、市長の考えであつたら、今までずっと渡しとかなきゃいけないですよ。でも渡すことはされてなくて、今年になって渡してるってということなんですよ。めちゃめちゃ違和感があるんです。

実際、議員と市長部との業務の違いということも言ってますけど、私たち議員がもらってる分は、住所、電話番号、省略って書いてるんですよ。これ、皆さんの名前は分かるんですけど、どこに誰がいて、どんな業務をしてるっていうのは分かるんですけど、住所と電話番号は省略されたものを毎年もらってるんですよ、議員は。ということは、同じ実施機関だからとかじゃなくって、私が言うように、そもそも業務内容が違うから、市長部の個人情報に議会に渡すことがここで除外されてるわけじゃないですか。だから入ってないんですよ。

今回の永野裕夫氏には渡していると。なぜなのかなって思うのは私だけではないと思いますよ。

とりあえず、次行きますね。

今回のことは、永野裕夫氏の個人情報の不正な取扱いにより皆様に対し、多大なる御迷惑と御心配をおかけすることとなったものということですが、永野裕夫氏を告発はしなんでしょうか、市長。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今回の個人情報保護に関する事案につきましては、事案の発生以降、顧問弁護士への相談を継続して行っているところであります。

また、中村警察署清水警察庁舎へも相談を行っておりますので、今後の推移を慎重に見極めたいと考えております。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

( 8 番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) 弁護士と警察関係にも相談をしているということですね。今後の展開を見ながら、告発するかどうかは検討したいということですか。

じゃあ、次行きます。

この事案に対して、市としての責任はあるのかどうか、どうですか、市長。

○議長(細川博史君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 事案発生後から顧問弁護士の助言も受けながら、警察への相談も含め、現時点で市ができることを、可能な限り誠意をもって対応してまいりました。

選挙終了後の9月2日付で謝罪文を関係職員に送付したのは、条例第31条の、市長は、個人情報取扱いに関する苦情又は相談があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならないとの規定に準じて行ったものであります。

今回の事案を受け、事務分掌表取扱要綱を制定するよう指示し、再発防止に努めることといたしました。特例として交付する場合には、交付された目的以外の利用は行わない旨の誓約書の提出を求めることとしております。

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君。

( 8 番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) ちょっとね、今の答弁聞いて、市の責任というところが違うんじゃないかと思うんですね。やっぱり、個人情報保護条例にのっとりた取扱いに沿っての責任を考えてないんじゃないかなと思うんですよ。

ちょっと、今までの答弁、確認しますが、今回の事案では、事務分掌表が実際に第三者の手に渡っていて、不正利用されているわけですよね。この時点で、既に約400名の市職員等の個人情報を外部に漏えいしてしまっているということなんですよ。ここを分かっているのかなと思うんですけど。まず、この時点で、152名、メールが送られた人に対してしか謝罪文出してないじゃないですか。でなくて、メールが送られてなかったとしても、その事務分掌表自体を基に送ってるわけですから、事務分掌表に載ってる約400名からの個人情報が第三者に渡ってるわけですよね。その時点で、その事実を個人情報を載せている職員に対して知らせる義務があると思います。まず、これしてない。

次に、そもそも、今回の事案の問題は、市が個人情報を記載した事務分掌表の運用に当たり、個人情報保護条例を遵守していないと私は考えてるんですよ。遵守していることなく、市職員等の知らないところで、その個人情報を正当な理由なく永野裕夫氏に渡していたということ、これは私が主張する実施機関といえども、渡してはいけない。ほかの県下の市町村も渡していな

いということです。これが大きな問題。

それで、ちょっと条例に抵触する可能性があるなど思うのを、ちょっと言いますので、個人情報保護条例の第36条、罰則に適用される可能性があるんじゃないかと思うんですよ。

次に、そもそも当該事務分掌表が個人情報取扱業務登録簿に登録されていない。そして、平成15年に個人情報保護条例が施行されたときに、事務分掌表に個人情報を記載するならば、個人情報取扱業務登録簿に登録した上で、目的を定めて適正に管理運用してこなければならなかったはずですよ。これは、先ほど言った第6条の適法かつ公正な手段、これが第7条の登録に当たるんですよ。これをしてないから、これに抵触しますと考えます。

次に、個人情報取扱業務に当該事務分掌表が登録されていないわけですから、議長が市長部から当該事務分掌表の提供を受けることができる正当な理由は、法的根拠はないと考えます。となると、条例第10条の外部提供の制限、市長はこれに抵触してないと言うんですけど、私は抵触している可能性があると思います。

以上のことから、この事案においても、これまでこの事案が発生しなかったとしても、これまでもにおいても、個人情報保護条例に違反している可能性があるのではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これまでも答弁したとおり、この個人情報保護条例に基づいて運用しているというふうに考えております。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 基づいていると言い張るわけですけど、じゃあ、最後、もちろん正当な理由なく、当該事務分掌表を市に請求し、その後、第三者にその個人情報を漏えいさせた永野裕夫氏の責任は非常に重いと思います。しかし、そもそもこの事案の原因をつくったのは、個人情報保護条例を無視したあまりにもずさんな市の個人情報の管理及び取扱いが原因だと考えます。市職員約400名の個人情報を永野裕夫氏に対して渡すための正当な理由もなければ、法的な根拠もないにもかかわらず、それを渡してしまったことが、この事案のそもそもの原因ではないでしょうか。個人情報保護条例を遵守し、適正に個人情報を管理運用していれば、永野裕夫氏に請求されたとしても、渡すこともなく、このような個人情報の漏えいもなかったのではないかと考えています。

そのようなことから、今回の事案に対する市の責任はとても重いと思います。その責任について、1つの事案を御紹介したいと思います。

平塚市であった事案ですが、市職員の個人情報選挙で不正利用されるという、今回と似たような事案がありましたが、不正利用した議員に対しては、しっかりと告発をしていますし、市として結果的に市職員の個人情報が漏えいしてしまった、その責任を取って、市の三役は減給処分をされているということですが、本市の事案は、市自らが個人情報の取扱いを誤っていると考えられることから、この平塚市の事案よりも、その責任は重いと考えます。今回の事案により失った市民の信用を回復するためには、正直に全てを話し、市民が納得できる説明と解決方法を示し、そして市としての責任をしっかりと果たしていくことが、まず早急にしなければならないことだと思いますが、トップとして、どのようにその責任を果たすのか、お伺いをいたします。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 平塚市の事例についても説明がありましたが、私たちも一応、今回の事案を基に、あらゆる研究もし、見解もいたしているところではありますが、当然、顧問弁護士の見解も聞きながら、この保護条例の運用について弁護士の見解というものも十分聞いておりますし、それは私達の見解、弁護士を含めたこの個人情報保護条例の見解と岡本議員のいわゆる見解とは違うわけではありますが、これはしっかりとあらゆる場を通じて、明らかにしていきたいとは思っておりますが、個人情報保護条例に基づいた運用ということで認識をしているところでもあります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） もう時間になったんで質問はしませんけど、この後、農林のメジカ産業再生プロジェクトに関わってやる予定だったんですけど、ちょっとできないんで、今回は割愛させていただきます。

○議長（細川博史君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 皆さん、こんにちは。新風会の弘田条でございます。

8月の市議会選挙では、何とか当選することができました。御支援をいただきました市民の

皆様には、大変感謝をしているところであります。

2期目を迎えましても、高齢者対策についてや、地球温暖化防止などについて取り組んでいきたいと考えております。どうか、執行部の皆様、そして議員の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をしてみたいと思いますが、今回は5点、質問をさせていただきます。

災害に備える、豪雨災害のことであったり、西南部豪雨のことであったり、竜巻再生事業、そして森林の作業道や、森林の保全についてでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速危機管理課長から質問をお願いをしたいと思います。

1点目の、豪雨災害に備えるというところで、ここ近年の気象状況については、ここ数年、本市を通過する台風も少なくなったと思っています。線状降水帯が各地域で多く発生し、その線状降水帯がだんだんと北のほうにも発生するようになってきたのではないかと考えています。

また、最近読んだ新聞におきましては、今年の夏は暑かった。35度を超える日も続き、湿度も高い日が続いた。来年以降もこの状態が続くのではないかとというような記事もありました。そういうことを私も感じているところでありますが、近年の気象状況の傾向について、危機管理課長にお伺いいたします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

（危機管理課長 吉永敏之君自席）

○危機管理課長（吉永敏之君） お答えいたします。

株式会社ウェザーニューズが「最近の気象現象の変化について」という資料を提供しておりますが、そちらには全国1,000地点における時間降水量50ミリ以上の、非常に激しい雨の発生回数を比較しており、1976年から1985年の10年間の平均が173.8回、2007年から2016年の10年間の平均が232.1回と30年間で58.3回増加、時間降水量80ミリ以上の、猛烈な雨では1976年から1985年の10年間の平均が10.7回、2007年から2016年の10年間の平均が17.9回と30年間で7.2回増加しているとのデータがあり、全国各地で大雨の頻度は増加していると言えます。

気象庁の観測データでこの同じ年代で、清水の年間降水量を比較してみますと、1976年から1985年の10年間の年平均が2,433.7ミリ、平均気温が17.6度で、2007年から2016年の10年平均が2,681.8ミリ、平均気温が18.4度となっており、ここ30年間で降水量は248.1ミリ、気温で0.8度上昇しております。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） ありがとうございます。

やはり、降水量にしても、温度にしても上がってきているということですので、地球温暖化の関係で、1.5度上がるのも想定より早くなっているということもありますし、それがそうなれば、大きな台風が起きてくるとかいった報道もされておりますし、この前、下ノ加江の漁協の方ともお話ししたことあったんですけども、この台風14号におきましても、やっぱり海水温、かなり高い温度で、それですごい大きな台風になったというようなことがあって、ですから、今後はやっぱり降水量もそうですし、それから気温も上がってくる、そしてその影響で海水温も上がって、大きな台風も来るというようなこともされてますから、やはり、そういったことには注意をしていかなあかんなど、改めて確認させていただきました。ありがとうございました。

次に、豪雨時等の体制や対処についてですが、豪雨時等の災害時の体制や対応については、過去には何度も何度も質問あったと思いますけども、やはり、何度も何度も繰り返し確認することが大事だと考えてます。この件について、危機管理課長にお伺いいたします。

○議長（細川博史君） 危機管理課長。

（危機管理課長 吉永敏之君自席）

○危機管理課長（吉永敏之君） お答えいたします。

まず、大雨警報が発令された時点で危機管理課職員が参集し、市町村配備体制を取ります。

そこで、市内の雨量状況や河川の水位を確認するとともに、高知气象台や契約している民間気象情報提供会社から今後の見込みなどの情報を集め、浸水害などの被害が見込まれた場合には災害対策本部を設置し、部長体制で高齢者等避難を発令します。

その後、被害の状況等により第一配備の67名、第二配備で391名、第三配備で消防団員を含む全職員601名の体制で災害対応に当たることとしております。

このほか、台風の場合は台風の接近3日前から情報収集を行うなどの台風災害のタイムライン、土砂災害タイムライン、遠隔地地震のタイムラインを作成しておりますので、それぞれの災害に応じてタイムラインに沿って体制を整え、対応することとしております。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 先日の台風15号も体制組まれてだったと思うんですけど、大変御苦労さまでした。

いつのときでも、危機管理課は大変だと思っておりますので、やっぱりしっかりした体制を整えて、当たってもらいたいというふうに思いますので、今後ともぜひ、よろしくお願いしたいと思っております。

次に、2点目の高知県西南部豪雨災害についてであります。

2年前の平成13年9月に高知県西南部豪雨の大災害が発生しました。私のことを申し上げますと、私は、当日の朝は斧積の区長場に消防団員として待機していましたが、区長場の上の道の側溝から雨水があふれ出て来るようになりまして、その水が区長場まで水が入ってきました。ですから、こんなことはなかったもので、これはただごとではないと思っていた矢先に下川口が浸水したとの連絡があり、大変心配をしました。

上野へ行く道や、三崎に行く道も、市道も全部浸水してしましまして、このときはもう孤立もしましたし、お宮の上下の田も堤防の決壊で田が全て、もう水になってしもうて、池のようになった状態で、今でもしっかり覚えてますけども、そんな状況になりましたし、また、電柱1本が土地ごと流されまして、その関係で停電やったり、電話も不通となった状態になりましたし、橋桁のある橋も全て流出になるなどの大災害になったことがありました。

このときの、まず気象状況について、危機管理課長にお聞きしたいと思います。危機管理課長、よろしくお願いします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

（危機管理課長 吉永敏之君自席）

○危機管理課長（吉永敏之君） お答えいたします。

平成13年9月5日の夜から、西日本上空に活発な秋雨前線が停滞しました。この前線に向かって日本の東海上にある太平洋高気圧の縁を回り、前線に向けて流れ込む暖気流と、台風16号からの水蒸気の補給により、大気の状態が不安定となりました。この影響により6日未明から、この暖気流が高知県西南部の非常に狭い範囲に収束しながら流入し、湿舌と呼ばれる現象が起こり、6日未明から早朝にかけ、強い雨雲が次々と発生し、雷を伴った激しい雨が降り続けました。

9月6日未明から早朝にかけての500ミリを超えると推測される豪雨により、市内各河川が氾濫し、宗呂川、益野川、貝ノ川川の浸水被害は甚大でした。特に宗呂川の下川口観測所の水位は、9月6日4時には0.6メートルと、ほぼ平常の水位でしたが、5時3.28メートル、6時4.53メートル、7時5.84メートルとすさまじい勢いで上昇し、観測所が水没し、記録が取れなくなるほどの大洪水でした。

益野川、貝ノ川川についても同様に急激な水位上昇となり、濁流が次々と堤防を越えてきま



した。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 21年前のことを今でも忘れませんが、すごい、特に貝ノ川、宗呂、すごい被害だったと思うし、この教訓を忘れてはいけないと思ってますし、この備えもしていかなければならないというふうに思っているところであります。

次に、災害の状況について、農林水産課長、それからまちづくり対策課長、こども未来課長、それぞれにお聞きしたいと思っています。

この災害によりまして、田畑や山林、市道や河川等、そして学校・保育園も多大の被害となったのですが、この被害の状況や被害額、期間など、それぞれの課長にお聞きしたいと思いますが、最初に、農林水産課長からお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

先ほどの危機管理課長の答弁と重なりますが、御了承願います。

高知県西南部豪雨災害は、平成13年9月6日未明から早朝にかけての豪雨により、高知県西南部の土佐清水市大月町付近のごく狭い範囲内に発生した災害でして、降雨は、河川・堤防を越水して、田や畑を押し流し、道路や家屋を襲いました。

本市では、特に三崎地区の益野川、下川口地区の宗呂川、貝ノ川川による被害が甚大で、河川から流出した大量の土砂によって、海域でもサンゴなどに大きな被害をもたらしました。

この災害による農林水産課所管の被害につきましては、田への土砂流入や畑の畦畔崩壊などの農地災害、農道の路側決壊や水路への土砂堆積などの農業用施設災害、林道災害では路側や、のり面崩壊、漁港の施設災害では護岸の崩壊などがありました。

御質問の災害の復旧額等につきましては、最終的な実績が、事業完了から十年以上が経過していることから、市の文書編さん保存規程により、関係文書が残されておりましたので、平成14年3月会議で当時の市長が提案理由の中で、復旧工事の査定額を報告しておりますので、この報告額からそれぞれの災害の件数と金額をお答えさせていただきます。

まず、農地・農業用施設災害は、合わせて242件の約12億9,000万円、林道災害は、33件の5億5,000万円、漁港災害は、2件の9,600万円で、総額約19億6,000万円の復旧額でした。

また、復旧までの期間ですが、農林水産課所管の事業としましては、平成13年9月に発生

した災害は、平成15年度の事業で完了しております。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 約20億円の損害額があったということですし、当時本当に職員も大変で、復旧に尽力されたことを思い出しておるところです。

それでは次に、まちづくり対策課長から当時の被害の状況などをお願いいたします。

○議長（細川博史君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

平成13年9月6日の未明から早朝にかけての豪雨により、高知県西南部の各河川が氾濫し、浸水被害を受けました。中でも土佐清水市を流れる宗呂川、益野川、貝ノ川川の浸水被害は甚大でありましたが、特に宗呂川の下川口観測所の水位は、9月6日4時には0.6メートルとはぼ平常の水位でしたが、5時には3.28メートル、6時には4.53メートル、7時には5.84メートルとすさまじい勢いで水位が上昇し、観測所が水没し、記録が取れなくなるほどの大洪水でした。そして濁流が次々と堤防を越え、田畑、集落をのみ込み、甚大な被害となりました。

この豪雨により、各河川で沢抜けと言われる現象が各所で発生しております。この沢抜けの土砂が河川に流出して、河川断面を小さくしたことで、杉、ヒノキ等が橋脚にかかって被害を大きくしたと考えられます。

平成13年9月6日に発生した高知県西南部豪雨災害によるまちづくり対策課所管の道路、河川、橋梁の件数と復旧額につきましては、道路92件、約11億1,700万円、河川94件、約18億1,000万円、橋梁5件、約1億7,500万円となっており、総額約31億200万円の復旧額でした。

まちづくり対策課所管の災害復旧事業の復旧期間としましては、平成15年度で完了しております。

以上でございます。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） まちづくり関係でも31億円ということでしたので、またこれもすごい被害だったというふうに思います。

最後に、じゃあ、こども未来課長に学校とか保育園の災害についてお願いします。

○議長（細川博史君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

高知県西南部豪雨災害により、被害を受けた学校のうち、小学校は、益野、下川口、貝ノ川の4校、中学校は布、下川口、貝ノ川の3校、合計7校となっております。

被害状況としましては、校庭への土砂流入堆積が布中学校以外の6校、床下浸水が布中学校1校、床上浸水が益野小学校、下川口小学校、貝ノ川小学校、下川口中学校、貝ノ川中学校の5校となっており、この5校においては施設及び備品等にかかなりの被害を受け、特に下川口中学校体育館は半壊となりました。

復旧額については5校の合計で、約3億円となっております。

なお、復旧工事は、平成14年9月30日、下川口中学校体育館の建て替えをもって全て終了となっております。

次に、保育所は、下ノ加江、以布利、益野、下川口、貝ノ川の5園で、被害状況は床下浸水が下ノ加江保育園1園、床上浸水が以布利保育園、益野保育園、下川口保育園、貝ノ川保育園の4園となっております。

そのうち下ノ加江、以布利、益野の3園は昼替えや清掃・消毒作業により数日で通常保育に戻れましたが、下川口、貝ノ川の2園は施設及び備品等ほぼ使用不可となる被害を受け、復旧額については2園の合計で約2,200万円となり、復旧工事は平成13年11月22日、貝ノ川保育園の工事完了をもって全て終了となっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 3人の課長、どうもありがとうございました。合計したら50億円を越す大被害だったと思いますが、聞いておりますと、まだこれに県の工事もあったということで、県の工事はどれぐらい分かりませんが、本当に工事費や期間からいっても、すごい大災害だったというふうに、振り返っても分かると思いました。

そして、特に印象に残ったのは、下川口中学校が体育館半壊でしたけども、結局建て替えになったり、それから授業もできなくて、宗呂小学校で授業もしてたんですが、そういったことも思い出してきまして、学校も保育園も大変な被害であったというふうに思っているところがあります。どうもありがとうございました。

次に、観光商工課長をお願いいたします。

3点目の竜串地区自然再生事業についてであります。

この竜串地区自然再生事業で話し合われたことなんですけども、その災害の後に環境省が中心となりまして、竜串再生事業が数年間開催されました。この会議で話し合われたことについて、観光商工課長にお聞きします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

平成13年9月の高知県西南豪雨によって多くのサンゴ群集が死滅するなど、大きな打撃を受け、平成15年より環境省を主体として竜串地区の自然再生事業に取りかかりました。

その後平成16年より、学識経験者、関係する行政機関、地元関係者で構成する全体調整会議6回の開催を経て、法定協議会である竜串自然再生協議会が平成18年9月に発足、以後平成27年まで11回の会議が開催されております。

この協議会には、山、海での活動につながる団体として漁協、森林組合、JAをはじめ、地元の竜串区長、爪白区長、下之段区長や住民有志、及び竜串地区で観光業を営む個人、法人の皆さん、総体的に関係する行政機関、また環境保全の専門家として高知大学、愛媛大学教授や財団法人黒潮生物研究所長など幅広い分野の方々に構成されておりました。

竜串のサンゴを復活させるためには、海だけではなく、森・川・里・海のつながりの再生が必要との思いから立ち上がった協議会では、平成18年から平成21年にかけて実施された泥土除去工事の進捗状況や、水質等のモニタリング調査結果の情報を共有しつつ、各主体が取り組んでいく行動計画やその活動報告について話し合われてきました。

それぞれの活動を具体的に申し上げますと、NPO竜串観光振興会と公益財団法人黒潮生物研究所においては、定期的な海中とサンゴのモニタリング調査やオニヒトデ駆除活動、幡多土木事務所においては、河川にたまった土砂のしゅんせつ、市農林水産課においては市有林の間伐作業、環境省土佐清水保護官事務所においては小学校などでの環境学習会の開催、住民有志による住民参加型のイベントの開催などがあり、地域の自然を守りながら、生かし、後世に引き継いでいくという自然再生事業の根幹である目標を基本とした活動がなされており、それぞれの主体により現在も継続し、行動されております。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） ありがとうございます。

次に、竜串湾の泥土除去についてであります。災害のときに大量の泥土が竜串湾に流れ込

みまして、国直轄、直営で除去が行われたと思います。このときの泥土の状態や、そして、どのように除去が行われたか、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（細川博史君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

竜串湾内泥土除去工事は環境省の直轄事業として、平成18年から21年の4か年にわたり実施されております。湾内に堆積した土砂の除去を行うには、その除去方法とともに、除去した土砂の処理方法及び処分方法が重要な課題と捉えられ、工事に先立ち平成15年、16年の2か年にわたって泥土処理実証試験も実施されておりました。

当業務の報告書によりますと、海底に堆積した土砂について、水銀などの有害物質やダイオキシン類の分析がなされております。いずれも基準値以下との結果ではありましたが、調査により、特に微量ではありましたがダイオキシン類が含まれていることが確認され、さらに堆積土砂の起源、調査がなされております。この調査によりますと、確認されたダイオキシン、ジベンゾフランの主な起源は、特にPCP由来の農薬の可能性が高いということから、過去に使用された水田除草剤等の農薬及びPCB製品由来の土砂が陸域から運搬されたものではないかとの結果も報告されております。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 観光商工課長、ありがとうございました。

本当に、たしか大林組だったと思いますけども、プラントを組みまして、そういった大型の事業はされて、何年もかかったような記憶がありまして、今は元どおりになっているところですけども、大変な、これも作業だったというふうに思っているところであります。

次に、4点目の森林の作業道についてお伺いをしたいと思います。

また農林水産課長、よろしく申し上げます。

作業道の範囲とか、総延長についてですが、森林組合などの事業者が、森林整備のための作業道を開設していると思いますが、作業道が開設されている範囲や総延長について、農林水産課にお聞きします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

森林作業道は、市内全域の人工林内を中心に開設されております。

総延長につきましては、県の統計資料、これは、県のHPで公表されていまして、国有林を除くものですが、これによりますと、令和2年度末時点で、約242キロメートルの作業道が開設されております。

なお、本課で把握できる事業所は、現時点で森林組合のみになりますが、年によって長い短いではありますが、平準化すると年間約10キロメートルの作業道が毎年開設されております。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 総延長が242キロとは全然思ってませんでした。まあ、あっても10キロぐらいかと思っていまして、あんまり作業道も通りませんので、分からなかったんですけど、こんだけあるということですね。恐らく、これは木を切ったりするときに必要な、そういったためにつけられているということですね。これ、ある人によりますと、作業道があるということはええというふうなことも言ってましたので、こんだけあるということは初めて知りました。ありがとうございました。

次に、作業道の開設についてというところですけども、開設に当たりまして、市の許可などは必要なのか。また、何かのルールに基づいて作業道を造っているのか、農林水産課長にお聞きします。

○議長（細川博史君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

森林作業道は、主に間伐などで立木を伐採する場合に開設されます。

森林作業道の開設に当たっては、市の許可は必要ありませんが、立木を伐採するに当たっては、森林法に基づき、森林所有者から市に、伐採及び伐採後の造林の届出書、いわゆる伐採届の提出が必要で、市は所定の審査を行い、市の森林整備計画に適合する場合は、伐採の許可をしています。

森林作業道の開設に当たっては、規格など考慮すべき最低限の事項を示した高知県森林作業道作設指針がありまして、これは、路線計画や排水計画には、土質や地形を考慮することや、山の傾斜などが緩やかな場合は、切土・盛土を基本とし、急傾斜地には、丸太組などの構造物を計画しないと作業が困難になるなどを示したものです。各事業体は、この指針を踏まえて開設しているものと認識しております。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 今の課長の答弁ですと、やっぱり指針があって、その指針に基づいて、道も造りよるということですので、作業道を造っても大丈夫かなと思っていたんですけども、今の課長の説明で、あんまり土砂崩れがあったり、そういったことも聞きませんので、そういったことがあって、あまり事故もないのかなということは今感じておりますし、それともう一つ言うと、私いつも言いますけど、斧積なんですけども、山の麓に住みながら、あんまり山のことを知らなかったのので、申し訳なかったのですが、よく分かりました。ありがとうございます。最後に、作業道開設の支援についてであります。

山地災害に強い山をつくるには、間伐などの森林整備を行うことと、安全な作業道を造ることが共に大切だと思っています。作業道の開設に対して、市の方で何か支援制度はないか、農林水産課長にお聞きします。

○議長（細川博史君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

市の支援制度としましては、森林環境譲与税を活用した山のお手入れ支援事業といいまして、幅員2メートルの作業道を開設するには、1メートル当たり800円を、幅員2.5メートルの作業道を開設するには、1メートル当たり1,000円を補助するもので、昨年、令和3年度に事業化しており、事業者を活用をいただいているところです。

また、市の支援事業ではありませんが、林業事業者が受けられる国・県の補助制度もありまして、こちらは作業道の幅員や勾配などで支援が受けられる単価が変わってきます。

以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） この後で森林譲与税のことを聞こうと思っているんですが、この森林環境譲与税を使うと、有効な作業道を造ると、支援もするということですので、これはなかなかええ取組だというふうに思いました。ありがとうございます。

最後、農林水産課長と市長にもお聞きしたいと思います。

森林の保全についてであります。1点目、この保全について森林環境譲与税は森林の保全に利用できるのか、今もあったんですけど、なお、課長に詳しくお聞きします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

(農林水産課長 和泉政彦君自席)

○農林水産課長(和泉政彦君) お答えします。

森林環境譲与税は、人工林の間伐や造林、里山や竹林の整備まで、あらゆる森林整備や、その保全に活用することができるものです。

以上です。

○議長(細川博史君) 3番、弘田 条君。

(3番 弘田 条君発言席)

○3番(弘田 条君) いいと思います。ぜひ、うんと利用してもらいたいと思っています。

そして、保全はどのように行うかということで、これ、幅広い質問だと思っていますけども、一般的に森林の保全を行うには、間伐を行うことがあったり、それから針葉樹を広葉樹に替えるとか、いろいろと言われているところですけども、ほかにもいろいろと森林の保全について、いろいろとあるかと思しますので、この森林の保全についてどうしていくのか、農林水産課長にお聞きします。

○議長(細川博史君) 農林水産課長。

(農林水産課長 和泉政彦君自席)

○農林水産課長(和泉政彦君) お答えします。

森林には、土砂災害や洪水を防ぐ国土の保全、雨水を蓄え、水質を浄化する水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止、様々な動植物が住みやすくなる生物多様性の保全などの様々な機能があります。

このような森林の機能保全、推進が求められることから、国は、森林環境譲与税を創設しまして、適切な森林整備などを進めることになっております。

森林の保全をどのように行えばよいかとの質問であります。議員の御案内にもありました間伐・森林整備の推進が必要と考えます。

特に、手入れの行き届いていない森林・未整備森林の間伐の推進が重要であると考えています。

このことから、本課では森林経営管理制度のスタートした令和元年度から、この業務に係る職員を増員して取組を強化していきまして、今年度中には、モデルケースとしまして、これまで放置されてきた森林の間伐に着手することになっております。

今後においても森林環境譲与税の主要な目的である未整備森林の整備の拡大、森林の保全に努めたいと考えています。

なお、広葉樹は、水源涵養を高めることに有効であると思われまますので、立地や森林の状況、国県の動向などを勘案しながら、アナウンスしたいと考えております。



以上です。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 農林水産課長ありがとうございました。今回の補正予算を見てみましても、380万円台でやっていくと、また予算審査で聞こうと思ってますけども、そういったことで具体的に予算も組んでいただいちゃうということで、これは知らなかったですけど、ぜひ、質問しながら、もっとやってもらうように質問していたと思ってますし、それと特に、森林環境譲与税の主要な目的である未整備森林の整備・拡大、今農林水産課長が力強く言ってくれましたので、ぜひ農林水産課で進めていってほしいと、やっぱり山などの保全をして、それで安全というか、安心なというか、やっぱりそういった森林を目指してやってもらいたいと思います。

繰り返しになりますけども、税金もこのためにできたということですので、ぜひ、うんと使っていて、整備に努めてもらいたいと重ね重ねお願いしまして、農林水産課長への質問を終わります。

最後に市長にですが、これはまた同じ質問でございますけども、市長なりの森林の保全についてどう取り組んでいくか、またお考えをお聞きしたいと思います。市長、よろしく願います。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 森林保全は、地球温暖化につながる二酸化炭素の吸収や生態系の維持、自然災害の防止等のため、健全な森林の維持・保全は大変重要な課題であります。

とりわけ、全国的に課題となっているのが、長年手入れがされていない人工林の整備でありまして、それらの森林については、森林環境譲与税も活用しながら、先ほど農林水産課長から答弁もありましたが、本市では、今年度から未整備森林の整備に取り組んでおるところであります。

森林経営が成り立つ森林・産業振興面と、災害に強く、多面的機能の高度発揮が期待できる森林・環境保全面の両立を図りながら、適切に手を入れることにより健全な森林を守り育てていくことが必要と考えるところです。

森林は、私たちが吸う空気や飲む水、さらには口にする食料に至るまで、生命を維持する大切な役割を果たしており、2015（平成27）年に国連総会で採択された、持続可能な開発（SDGs）の15番目にある、陸の豊かさを守ろうでも、陸域生態系の保護や持続可能な森林の経営などを目指しているところであります。

今の生活をよりよい環境にするためにも、森林保全は重要であり、適切な森林整備をより一層推進し、積極的に取り組んでまいります。

○議長（細川博史君） 3番、弘田 条君。

（3番 弘田 条君発言席）

○3番（弘田 条君） 市長、どうもありがとうございました。いろいろ詳しく説明をいただいて、中身についても詳しく説明いただきまして、今の市長の答弁ですと、市長も先頭に立って進めていただけるのではないかというふうにお聞きしたところです。

最後に、21年前の大災害、高知県西南部豪雨ですね、その21年たったんですけども、それから言うても、そんなに山の状況変わってないがやないかというふうに、私は思っているところでありますので、目に見えて、そしてまた市民に対しても、こんなことやって、よくなってきましたとか、そういったことも含めて、山にも関心も持って、そして実際にその整備が進んでいくということを、今日は何回も言いますが、ぜひそういったことをお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（細川博史君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明日10月4日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 1時41分 延 会